# ビルやマンションの水をいつでもおいしく安全に

おいしい安全な飲料水を確保するために
このパンフレットをお読みいただき
日頃から管理方法と緊急時の対応に
お役立ていただきますよう
おねがいいたします。

　ビル、マンション、アパートなどの高い建物では、水道管を通って送られてきた水道水をいったん受水槽にためて、ポンプで直接または高置水槽を経由して各ご家庭へ送るようになっています。
　この受水槽と高置水槽をあわせた設備を貯水槽水道といいます。
　貯水槽水道の安全管理は、建物の設置者（所有者など）自身が行わなければなりません。設備または管理されている貯水槽がどのようになっているか、点検することをおすすめします。

## 秋田市上下水道局

# 貯水槽の仕組と管理区分

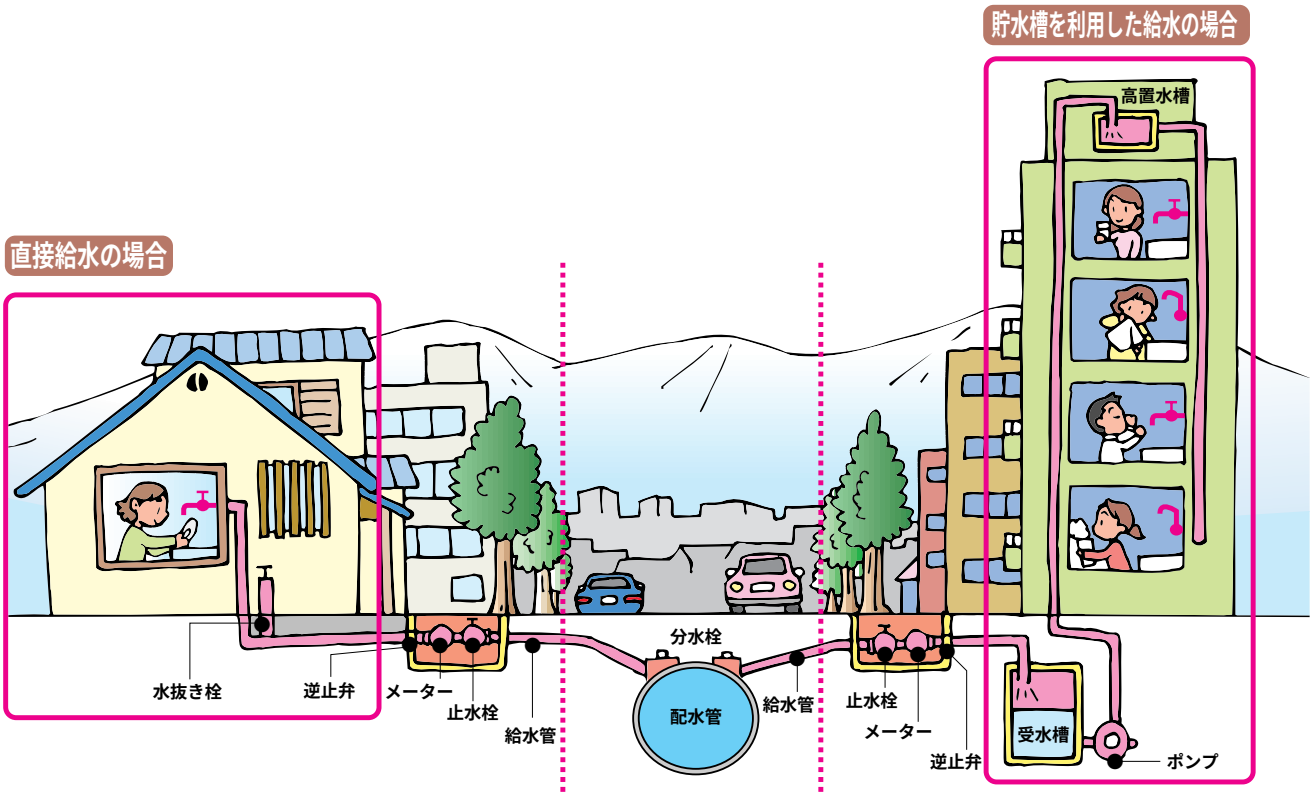


| 区　分 | 宅地部分　給水装置（配水管の取り出し口からじゃ口まで） | 道路部分 | 宅地部分　給水装置（配水管の取り出し口から受水槽に入るまで） | 建物部分　給水設備（受水槽からじゃ口まで） |
|---|---|---|---|---|
| 維持管理 | お客さま（建物の所有者） | 上下水道局 | 設置者（所有者など） | |
| 水質管理 | 上下水道局 | | | 設置者（所有者など） |

# 貯水槽管理のポイント

## 1 定期的な清掃をしましょう

貯水槽は知らない間に鉄さびや水あか、藻などがたまって汚れてきますので１年に１回、専門業者による清掃を行いましょう。

## 2 給水設備の点検をしましょう

貯水槽・自動制御装置・給水ポンプなどの定期的な保守点検が必要です。
貯水槽の天井や壁面に穴やすき間・亀裂がないか、貯水槽内部に異物や汚れはないかなど、定期的に点検しましょう。
地震、強風、凍結、大雨のあとは、速やかに点検しましょう。

## 3 水質の検査をしましょう

年に１回以上、水の色、濁り、臭いおよび味に関する検査、ならびに残留塩素の有無に関する水質検査を受けましょう。

## 4 緊急時の対応を確認しておきましょう

管理されている貯水槽から供給される水が、人の健康を害するおそれがあるとわかったときは下記の方法で対処しましょう。

①ただちに給水を停止し、その水を飲まないように利用者(入居者)に知らせなければなりません。

②関係機関への連絡をしましょう。
- ●上下水道局給排水課
  ＴＥＬ：８２３－８４３２
- ●保健所衛生検査課
  ＴＥＬ：８８３－１１８１

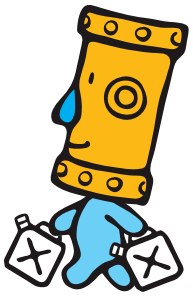

③事故処理の実施
汚染原因の除去や清掃・消毒作業の手配をしましょう。

④代替水を確保しましょう
近隣や応急給水栓から飲み水を確保しましょう。

⑤給水再開にあたっては、水質検査などの安全確認が必要です。

## 5 施設の検査をしましょう

貯水槽水道の管理の検査を年に１回以上受検しましょう。

## 6 記録を保管しましょう

管理実施記録や、給水設備などの図面は大切に保管しましょう。

# 10階程度の建築物では直結式給水が可能です。

10階建てまでの建物のうち、主に共同住宅や事務所ビルについては、貯水槽を経由せずに、配水管から直接水をお届けできる直結式給水をおすすめしています。

ただし、地域により直接給水出来ないことがありますので、事前に協議をお願いします。

また、病院、ホテル等、断水による影響が大きい施設、および一度に大量の水を使用する施設は貯水槽方式となります。

直結式給水には「直結直圧式給水」と「直結増圧式給水」があります。

**直結直圧式給水：** ５階建てまでの住宅や事務所などへ、貯水槽や増圧装置を使用せず、直接じゃ口まで給水します。

**直結増圧式給水：** 配管から分かれて建物に引き込まれる給水管の途中に、増圧装置（ブースターポンプ）を取り付け、貯水槽を経由しないで直接、中高層階のじゃ口まで給水する方法です。

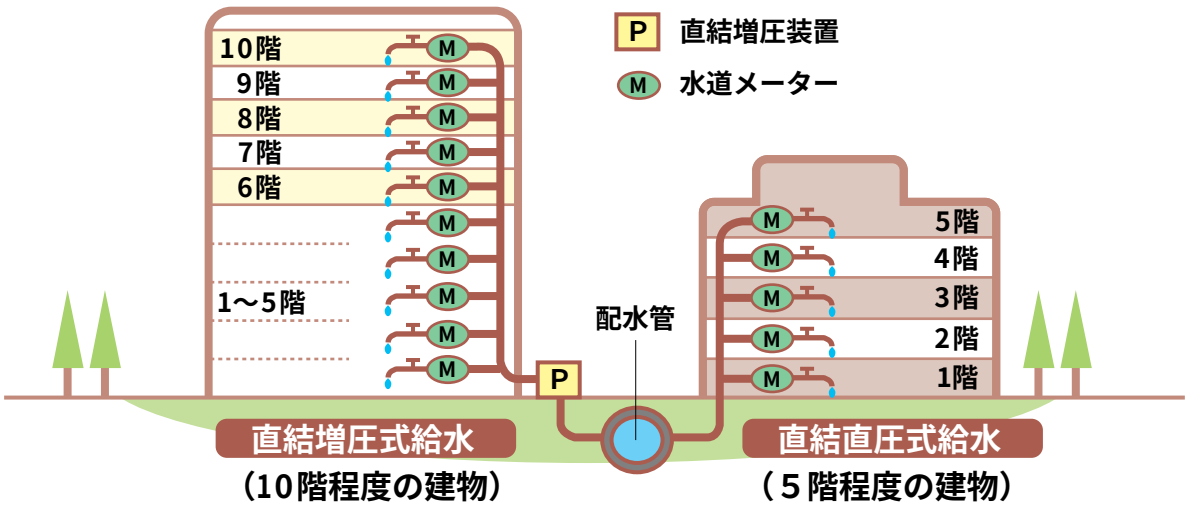


### 主な特徴

- 配水管から新鮮な水が直接確保できます。
- 貯水槽の定期的な清掃や検査が不要です。
- 貯水槽スペースが不要なため土地の有効利用が可能です。

※貯水槽水道から直結式給水へ切り替える場合は、上下水道局で定める「技術水準」に適合するよう改造する工事が必要となる場合があります。
また、上下水道局への届出が必要です。


このパンフレットに関するお問い合わせは

**秋田市上下水道局　給排水課**

〒010－0945　秋田市川尻みよし町14番８号　TEL：018－823－8432　FAX：018－823－8438
E-mail：ro-wtsd@city.akita.akita.jp